

議案第7号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童指導員の資格要件を拡大する等の必要があるによる。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

第27条第4項及び第36条第3項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第38条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第52条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「学校教育法の規定により、幼稚園」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第56条第4項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第58条第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「の学部で」を「(短期大学を除く。次号において同じ。)において」に改め、同条第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第66条第15項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第90条第3項及び第98条第4項中「の学部で、心理学を」を「（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第100条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、小学校」を「教育職員免許法に規定する小学校」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。